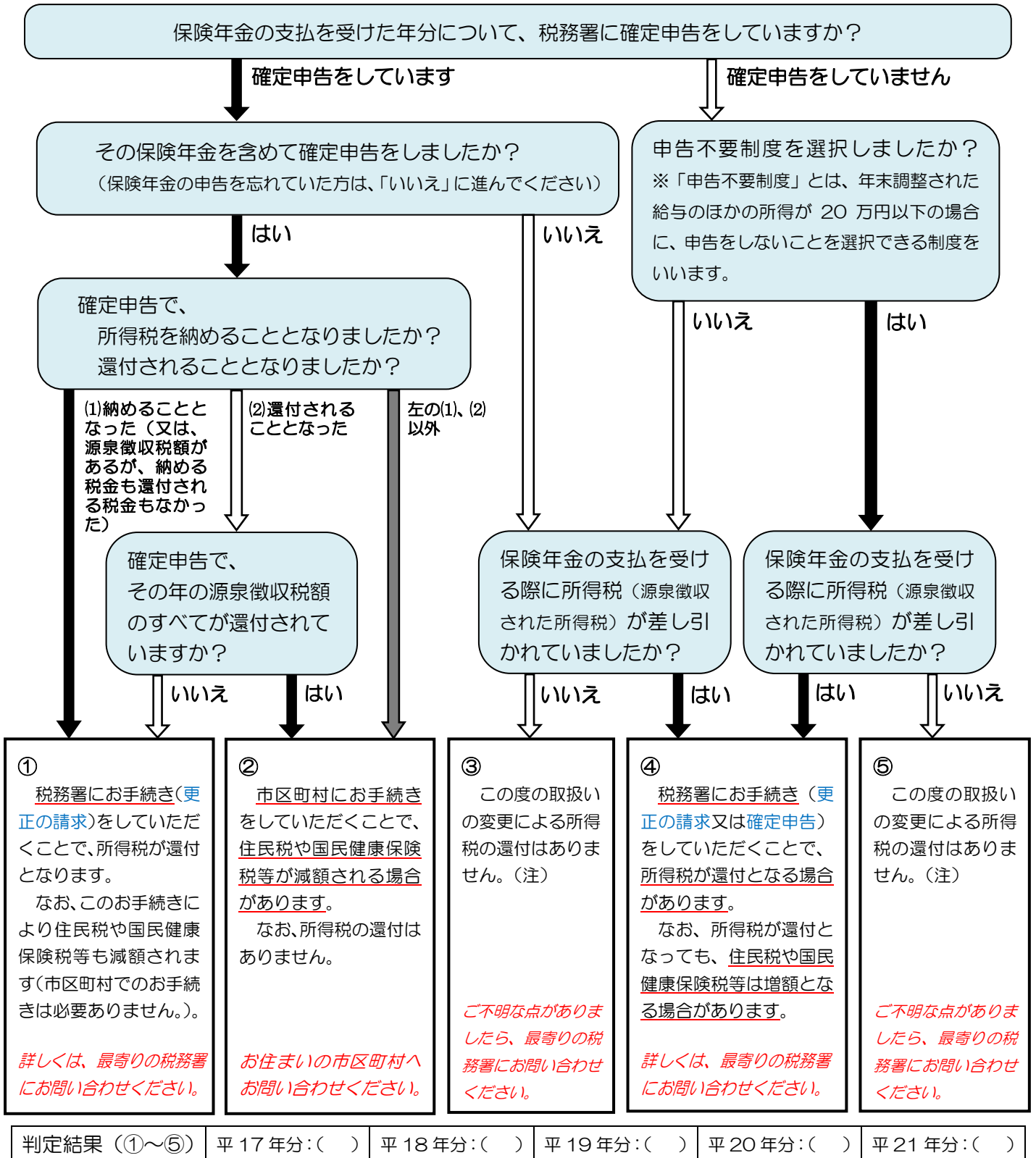


必要なお手続き判定表

※ 保険年金の支払を受けた各年分（平成 17 年分から平成 21 年分）ごとに判定を行ってください。



※ ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。

※ 税務署にお手続きが必要な年分と市区町村にお手続きが必要な年分がある場合には、まずは税務署でお手続きをお願いします。

（注）保険年金について確定申告をしていない場合であっても、市区町村において同所得を調査し、その調査に基づいて住民税が課税されている場合には、住民税や国民健康保険税等が減額されます。